H29.4.19
教務係

平成２９年度　学校評価実施要項

１　目　的

学校評価は，学校が自らの教育活動その他の学校運営について，組織的・継続的な改善をすることにより，教育水準の向上を図るために行うものである。
また，その結果を説明・公表することで，保護者・地域住民等からの理解と参画を得て，その連携協力により，開かれた信頼される学校づくりに資することを目的とする。

２　評価方法

(1) 自己評価

① 教育目標や経営方針を踏まえ，重点目標を設定する。
② 目標達成のための具体的な評価項目を設定する。
③ 目標の達成状況や取組状況を教職員で評価する。
④ 評価結果を受けて，課題・改善策を検討し，次年度に活かしていく。

(2) 学校関係者評価

① 学校関係者評価委員会を設置する。
② 学校関係者評価委員会は，学校理解を深めるため，学校からの説明を受け，参観や視察，対話等を行う。
③ 重点目標や評価項目等の在り方や，中間評価を含む自己評価の結果，及び今後の改善点等について評価する。
④ 学校関係者評価により，自己評価の客観性・透明性を高めるとともに，学校の現状と課題について，学校・家庭・地域が一体となり共通理解を深め，その連携協力により学校運営の改善を促進する

３　評価の流れ

(1) 教育目標や経営方針を踏まえ，重点的に取り組むべき目標を設定する。
（第１回学校関係者評価委員会）

(2) 年度半ばで中間評価を行い，その段階での問題点，改善点及び効果等について適切に把握する。
（第２回学校関係者評価委員会）

(3) 年度末に年間を通した評価を行い，問題点，改善点及び効果等について適切に把握する。
（第３回学校関係者評価委員会）

(4) 自己評価の結果及び今後の改善方策について，保護者等に公表する。
自己評価および学校関係者評価の結果と，それらを踏まえた今後の改善策等について，ＰＴＡ総会等での説明及び学校のホームページへの掲載などにより，保護者や地域住民等に公表する。

※ 中間評価や年間評価の実施に当たっては，生徒や保護者に対してのアンケート等を適宜実施し活用する。なお，その際は匿名性の担保に配慮する。

４　自己評価

(1) 目標の設定と評価項目の設定

① 目標の設定に当たっては，重点的に取り組むべき項目を精選し焦点化する。
また，できるだけ数値目標を設定するなど，達成状況を具体的に把握できるようにする。
② 評価項目の設定に当たっては，学校関係者評価委員が理解ができるように配慮する。また，いたずらに網羅的になったり詳細かつ高度に専門的な内容とならないよう留意する。
③ 評価を行う際には，４・３・２・１の段階評価を用いて行うこととする。
その目安は次のとおりとする。
４：十分達成できている。　　３：おおむね達成できている。
２：やや不十分である。　　１：不十分である。
④ 評価項目は年度ごとに見直し，順次効果が向上するように努める。

(2) 評価項目の標準

評価項目は概ね以下の項目を標準とする。

① 教育活動に関すること
- 教科指導に関すること
- 生活指導に関すること
- 進路指導に関すること
- 保健指導に関すること
- 工業教育に関すること

② 学校運営に関すること
- 人権教育に関すること
- 情報発信に関すること
- 健康・安全管理に関すること
- 服務規律に関すること

5 学校関係者評価

(1) 学校関係者評価委員選出の配慮事項

① 学校関係者評価委員は５人を基準とし，任期は原則として１年とする。なお，再任は妨げない。

② 学校関係者評価委員は男性と女性の人数が同等となるように配慮する。やむをえない場合でも１人は女性とする。

③ 学校関係者評価委員は，できるだけ本校の近くに在住の人とする。

④ 学校関係者評価委員

ア 保護者父親代表・・・・ 渋 木 義 天 様（ＰＴＡ会長 男性）
イ 保護者母親代表・・・・ 森 田 麻 子 様（ＰＴＡ副会長 女性）
ウ 卒業生代表・・・・・・ 橋 野 克 伸 様（同窓会長）
エ 中学校代表・・・・・・ 林 博 光 様（出水中学校長）
オ 地域代表（近隣の方）・ 吉 元 勇 様（昭和58年電気科卒業）

(2) 学校関係者評価委員の委嘱

学校関係者評価委員は校長が委嘱する。

(3) 学校評価委員会

・第１回：１学期 **６月13日（火）** 学校運営方針・学校評価等の説明

・第２回：２学期 **11月21日（火）** 中間評価の評価，学校行事参観，授業参観，施設の見学等

・第３回：３学期 **２月22日（木）** 自己評価(最終)の評価，教職員との対話等

6 結果の公表と報告

(1) 自己評価及び学校関係者評価の結果と，それらを踏まえた今後の改善策等については，ＰＴＡ総会等での説明及び学校のホームページへの掲載などにより，保護者や地域住民等に公表する。

(2) 自己評価・学校関係者評価の結果及び今後の改善策等をとりまとめた報告書を，３月の末日までに教育委員会に提出する。

7 その他

「学校評価ガイドライン（平成22年改訂）」 平成22年7月20日 文部科学省編を参考にする。